

宇都宮市防犯カメラ補助制度の手引き

(令和7年度版)

宇都宮市市民まちづくり部

生活安心課

目次

第1章 防犯カメラ補助制度の概要	- 1 -
1 制度の目的.....	- 1 -
2 補助対象者.....	- 1 -
3 補助対象経費と補助額.....	- 1 -
4 補助対象機器	- 2 -
5 設置基準	- 3 -
6 設置及び運用に当たっての配慮事項.....	- 3 -
第2章 防犯カメラ補助金申請の流れ	- 5 -
1 防犯カメラ設置費補助金	- 5 -
2 防犯カメラ管理費補助金	- 9 -
3 その他留意事項.....	- 10 -
4 問い合わせ・申請書類提出先	- 10 -
第3章 申請様式（記入例）	- 11 -

本手引きは、「宇都宮市防犯カメラ補助制度」を活用される自治会向けに作成しています。

第1章では防犯カメラ補助制度の概要について、第2章では補助金を申請する際の具体的な手続きの流れについて、説明しています。

第3章には補助金申請に必要な申請書類の様式等を記載しておりますので、参考としてください。

防犯カメラの導入を検討している自治会におかれましては、本手引きを参照するほか、御不明な点は生活安心課まで御相談ください。

第1章 防犯カメラ補助制度の概要

1 制度の目的

地域の安全・安心を担う自主防犯活動を支援するため、地域の活動を補完する対策の一つとして、犯罪の抑止効果と地域住民の安心感の向上に効果が期待できる防犯カメラの設置及びその維持管理に係る費用につき補助を行います。

2 補助対象者

補助の交付対象となる者は、「単位自治会」、「地区連合自治会」その他これらに準ずる「防犯灯を管理する公共的団体」です。

3 補助対象経費と補助額

防犯カメラの設置（新設・更新）及び管理に係る経費を対象とします。

(1) 防犯カメラ設置費

補助対象経費	・ 防犯カメラ（録画機器含む。）の機器購入費用及び設置工事、撤去（更新時）に係る経費 ・ 防犯カメラの設置を示す表示板等の設置に係る経費
補助額	① 「新設」 『一般地区』 補助対象経費の $\frac{2}{3}$ の額（上限 220,000円） 『重点地区*1』 補助対象経費の $\frac{3}{4}$ の額（上限 247,500円） ② 「更新」 <u>補助制度を活用し設置した防犯カメラのうち、設置完了から6年経過しているカメラが対象です。（設置から6年以内のカメラで修繕が必要となった場合は、管理費補助金を活用ください。）</u> 『一般地区』 補助対象経費の $\frac{2}{3}$ の額（上限 170,000円） 『重点地区*1』 補助対象経費の $\frac{3}{4}$ の額（上限 190,000円） ※ 補助金額はいずれも100円未満切捨てになります。

*1 重点地区

市が指定する不特定多数の人の出入りがある特に防犯対策の強化を図るべき地区

○JR宇都宮駅東地区（宿郷西・今泉南・宿郷東・宿郷5丁目東・宿郷5丁目西）

○東武宇都宮駅周辺地区

【オリオン通り周辺】（馬場町、鉄砲町、曲師町、日野町、旭一北部、旭栄、中央北部、一一、一条町二丁目、一条三丁目町会、江野町、宮園町）

【本町・泉町周辺】（小伝馬、泉町、杉原・尾上、伝馬町、池上町）

(2) 防犯カメラ管理費

(1) の補助を受け、設置したものが対象となります。

補助対象経費	①防犯カメラの電気料金及び電柱共架料， <u>修繕</u> に係る経費 ②保守点検委託に係る経費
補助額	補助対象経費の 全額 （１００円未満切捨て） ただし，①修繕料と②保守点検委託料は，以下のとおり ① <u>修繕料等</u> （防犯カメラ本体のほか，ＳＤカードや表示板等の修繕・交換を含む） <u>補助上限は，(1)防犯カメラ設置費の②「更新」と同額（前ページ記載）</u> ② <u>保守点検委託</u> １台目は２万円，２台目からは１万円を上限

4 補助対象機器

補助対象となる機器は，次の３つの要件を満たすカメラ設備とします。

- ① 犯罪の防止を目的とすること
- ② 不特定多数の者が出入りする道路や公園等の公共空間を撮影対象とすること
- ③ 撮影機能及び録画機能が以下の仕様を満たす機器であること

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	３８万画素以上
	作動時間等	・２４時間稼働で夜間も人物等が特定できる撮影ができること
録画機能	録画時間	概ね２週間程度
	録画速度	４コマ／秒以上
	記録画像サイズ	７２０×４８０画素以上
	記録媒体	・メモリーカード又はハードディスクの画像記録媒体を備えること ・ＵＳＢメモリー等の外部記録媒体に画像が複写できること

注)「録画時間」は撮影対象や画質等により変動します。

5 設置基準

「4 補助対象機器」に定めるもののほか、補助対象となる防犯カメラは、市が定める『設置基準^{*2}』を満たすものとします。

^{*2} 設置基準（「宇都宮市防犯カメラ設置基準」より一部抜粋）

- (1) 防犯カメラの機器は、電柱等又は自立柱に設置する。ただし、電柱等に共架する場合、施設管理者と協議を行い、内諾を得るものとする。
- (2) 被写体の照度が防犯カメラの最低被写体照度以上となるようにすること。屋外照度基準は、4 m先の歩行者の挙動・姿勢が分かる照度を確保すること。
- (3) 設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とする。
- (4) 道路法その他関係法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。

6 設置及び運用に当たっての配慮事項

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないよう留意してください。

また、撮影された画像はプライバシーを侵害する恐れがありますので、犯罪抑止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように『撮影範囲』を設定し、設置場所を定めてください。

設置団体においては、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、以下の主な遵守事項を記載した『防犯カメラ管理運用規程』を作成していただきます。

○ 主な遵守事項

- (1) 撮影対象区域内、又は付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示した看板を設置すること。
- (2) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、「管理責任者」を指定すること。管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、「操作取扱者」を指定して機器の操作等を行わせること。
- (3) 画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、記録媒体の持ち出しや転送の禁止など、情報漏えい防止措置を講じること。
- (4) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で必要最小限度の期間とし、保存期間を経過した画像は速やかに消去するか上書きによる消去をすること。

-
- (5) プライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ又は提供することを禁止する。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合は提供できるものとする
こと。
- (6) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこと。

第2章 防犯カメラ補助金申請の流れ

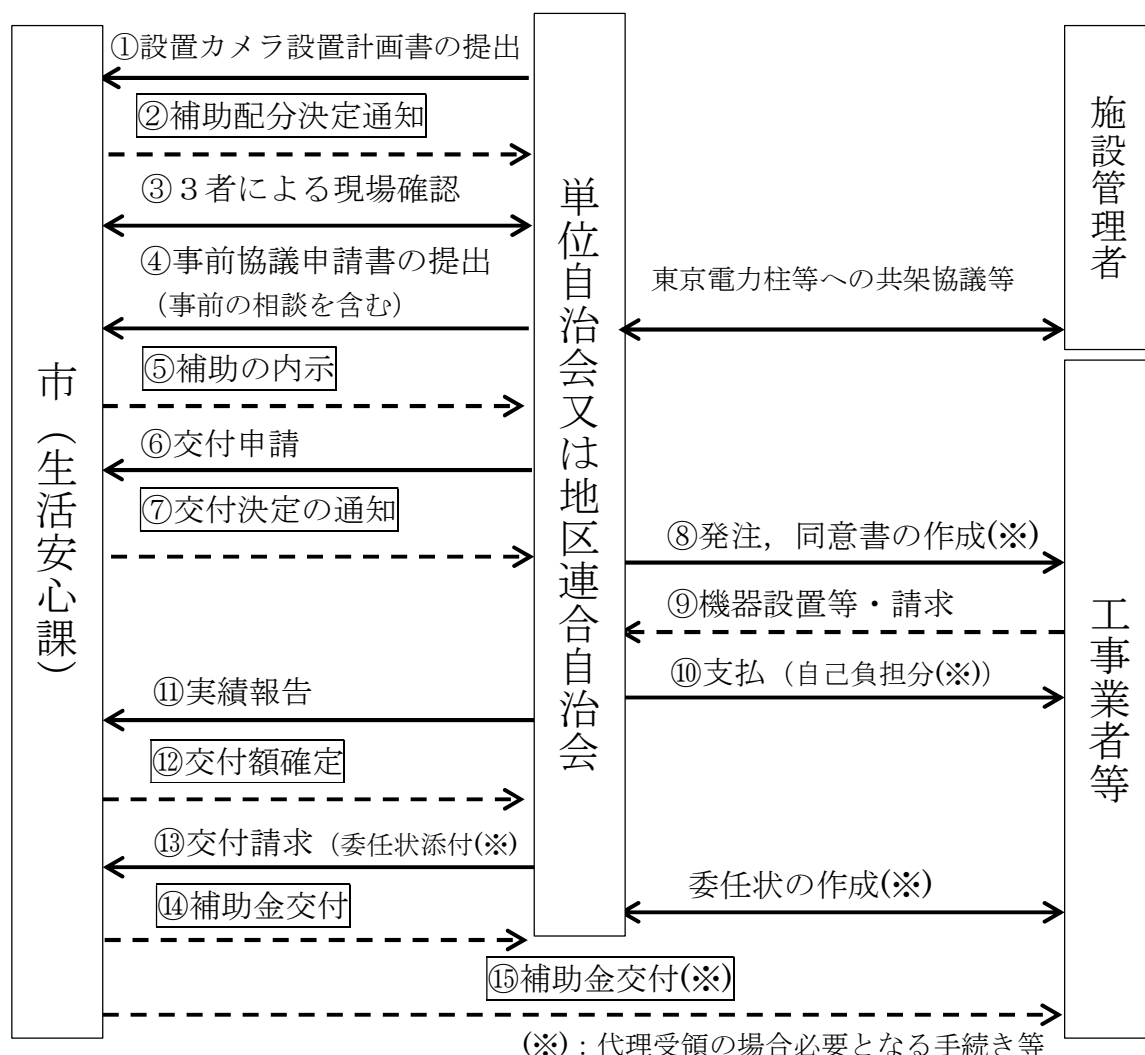
補助金には「防犯カメラ設置費補助金」と「防犯カメラ管理費補助金」の2種類があります。

設置費補助金を活用する場合は、まず「防犯カメラ設置計画書」を7月末日までに市に提出いただく必要があります。また、申請にあたっては市と必ず「事前協議」を行っていただくこととなります。

注)「防犯カメラ補助金」に関する御相談・申請の受付は生活安心課となっております。各地区市民センター等では対応しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

1 防犯カメラ設置費補助金

「防犯カメラ設置計画書」を7月末日までに提出した後、8月中旬に自治会等へ配分決定通知が送付されます。その後、自治会・警察・生活安心課の3者でカメラ設置場所の確認を実施した後に事前協議申請書の提出となります。



③ 生活安心課への事前相談

「事前協議申請書」を提出する前に、不明な点があれば生活安心課へお問い合わせください。

ア. どのような防犯カメラを購入するのか（防犯カメラの仕様や価格等）

イ. どこに設置したいのか（場所や台数，電柱か自立柱か等）

ウ. 地域の合意はあるか（設置の必要性等）

エ. 調整が必要な関係機関はあるか（警察・東京電力・道路管理者等）

① 設置計画書の提出〔自治会→生活安心課〕

申請書 1回目

② 配分決定通知〔生活安心課→自治会〕

6月中旬に、全自治会長に、防犯カメラ・防犯灯補助金の資料を送付いたしますので、カメラ設置を希望の場合は、「防犯カメラ設置計画書」を7月末までに市に提出ください。

その後、8月中旬以降に「配分決定通知」を市から送付いたします。

③ 事前協議申請書の提出〔自治会→生活安心課〕

申請書 2回目

生活安心課と事前相談を行った上で「事前協議申請書」に必要書類を添付して御提出ください。

必要書類

ア. 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

イ. 防犯活動状況等を記載した団体調査票

ウ. 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等

エ. 設置する防犯カメラの概要が分かる図面・カタログ等の資料

オ. 工事等見積書の写し又はそれに代わる書類

〔申請様式〕

宇都宮市防犯カメラ補助金事前協議申請書（p 11）、団体調査票（p 12）、総会議事録（p 13）、防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等（p 14）

④ 補助の内示〔生活安心課→自治会〕

事前協議書をもとに審査を行い、予算の範囲内で設置台数を選定し、「宇都宮市防犯カメラ補助金交付内示書」により通知します。

なお、防犯カメラを東京電力柱等へ設置する場合は、施設管理者と協議を行うことなどの「付帯条件等」を付することがあります。

⑤ 交付申請〔自治会→生活安心課〕

申請書 3回目

交付内示書により必要と認められた防犯カメラの設置台数に応じ、「設置補助金交付申請書」に必要書類を添付して御提出ください。ただし、以下のア、イ及びウにつきましては、事前協議と変更がない場合は添付する必要はありません。

必要書類

- ア. 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等
- イ. 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の資料
- ウ. 工事等見積書の写し又はそれに代わる書類
- エ. 第三者が所有する電柱等に共架する場合、その内諾書の写し
- オ. 防犯カメラ管理運用規程
- カ. 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- キ. 補助事業収支予算書
- ク. その他市長が指示する書類

〔申請様式〕

宇都宮市防犯カメラ補助金交付申請書（p 15）、防犯カメラ管理運用規程（p 16）、管理運用責任者及び操作取扱者届出書（p 17）、宇都宮市防犯カメラ補助事業収支決算（予算）書（p 18）

⑥ 交付決定の通知〔生活安心課→自治会〕

補助金の交付を決定した場合、生活安心課から「補助金交付決定通知書」により通知します。

⑦⑧⑨ 防犯カメラの設置・支払い等〔自治会→工事業者等〕

交付決定後、業者へ発注し防犯カメラや防犯カメラを設置していることを示す看板の設置を行い、設置団体で作成した『管理運用規程』により運用を開始してください。

＜償還払いの場合＞（※自治会が市の補助金を全額受け取る場合）

工事代金に係る費用の全額を支払い、領収書を忘れず受領してください。

＜代理受領の場合＞（※業者が市の補助金を全額受け取る場合）

支払問題が生じないよう「同意書兼委任状」を工事業者等と作成の上、工事代金から交付決定額を差し引いた額（自己負担分）を業者にお支払いください。領収書も忘れず受領してください。

⑩ 実績報告〔自治会→生活安心課〕**申請書 4 回目**

防犯カメラを設置し、工事代金の支払いが終了したら、「宇都宮市防犯カメラ補助金実績報告書」に必要書類を添付して御提出ください。

必要書類

- ア. 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- イ. 設置後の現況写真
- ウ. 領収書その他収支の事実を証する書類又はその写し（代理受領の場合は自治会負担分の領収書）
- エ. 補助事業等収支決算書
- オ. その他市長が指示する書類

〔申請様式〕

宇都宮市防犯カメラ補助金実績報告書（p 19）、宇都宮市防犯カメラ補助事業収支決算（予算）書（p 18）

⑪ 交付額確定〔生活安心課→自治会〕

提出された実績報告の内容を審査の上、補助額を確定します。なお、確定の通知については、「補助金交付確定通知書」により通知します。

⑫ 交付請求〔自治会→生活安心課〕

「補助金交付請求書」に「補助金交付決定通知書」の写しを添付して御請求ください。（代理受領の場合は、工事業者からの「同意書兼委任状」を添付してください。）

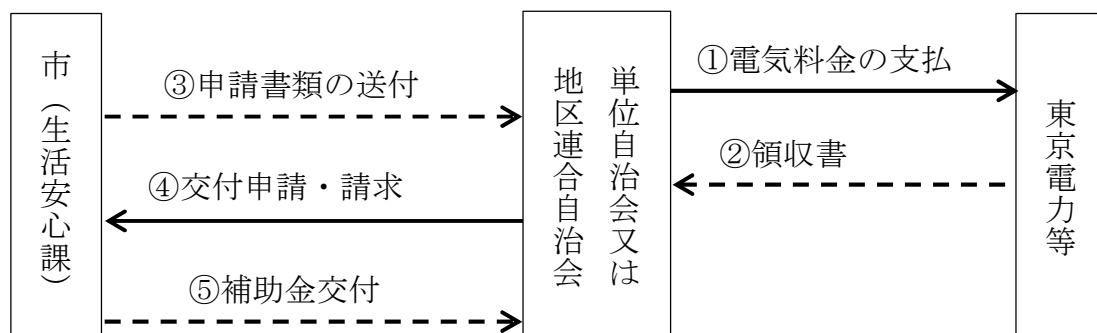
〔申請様式〕

宇都宮市防犯カメラ補助金交付請求書（p 20）、同意書兼委任状（p 21）

⑬ 補助金交付〔市→自治会〕

交付請求後、御指定の口座に振り込みいたします。（代理受領の場合は、同意書兼委任状にて指定のあった口座に、市から直接補助金を振り込みいたします。）

2 防犯カメラ管理費補助金



①② 電気料金の支払等〔自治会→東京電力等〕

毎年1月から12月分の防犯カメラに係る電気料金につき、東京電力等との契約に基づき電気料金を支払ってください。

<電気料金の領収書>

補助金を申請しようとする年度の12月分の領収書は、補助金申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。（電気料金を一括前払いでお支払いしている場合は、1年分もしくは半年分の領収書になります。）

① 申請書類の送付〔生活安心課→自治会〕

1月上旬頃に、生活安心課より防犯カメラ設置団体代表者様あて、申請書類の一式をお送りいたします。

④ 交付申請・交付請求〔自治会→生活安心課〕

「補助金交付申請書」及び「補助金交付請求書」に電気料等に係る領収書を添付して申請ください。

必要書類

- ア. 電気料金領収書の写し又はそれに代わる書類
- イ. その他市長が指示する書類

〔申請様式〕

宇都宮市防犯カメラ補助金交付申請書兼交付請求書（p 22）

⑤ 補助金交付〔市→自治会〕

交付請求後、御指定の口座に振り込みいたします。

3 その他留意事項

(1) 防犯カメラの維持管理

○保守点検等

防犯カメラの運用に支障をきたさないよう、点検の頻度や点検に係る費用等について確認をして、必要に応じて業者への保守点検委託を御検討ください。(大規模な機器の修繕は補助の対象とはなりません。保守点検を行った上で、必要最小限の修繕に係る費用のみが補助の対象となります。)

○事故等の賠償等

防犯カメラの落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、防犯カメラや自立柱の定期的な点検を実施してください。

(2) 補助金の返還

補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

4 問い合わせ・申請書類提出先

市民まちづくり部生活安心課
市役所本庁舎 2 階
電話 028-632-2137

※ 地区市民センター等では相談等は受け付けておりません。
あらかじめ御了承ください。

第3章 申請様式（記入例）

《事前協議申請関係（設置費補助）》

別記様式第1号（第6条関係）

令和〇〇年 〇月〇〇日

（あて先）宇都宮市長

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**
 代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**
 代表者氏名 **宇都宮 太郎**
 （電 話 **632-00××**）

宇都宮市防犯カメラ補助金事前協議申請書

宇都宮市防犯カメラ補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	令和〇〇年度	補助金等の名称	宇都宮市防犯カメラ補助金
事業名	防犯カメラ設置事業		
設置予定台数	2 台（新設 1 台・更新 1 台）		
添付書類	(1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類 (2) 防犯活動状況等を記載した団体調査票 (3) 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等 (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面，カタログ等の資料 (5) 工事等見積書の写し又はそれに代わる書類		
担当者	氏名 生活 次郎		
	電話 632-11××		

担当者が自治会長と異なる場合は御記入ください。

1 自治会の名称等

自治会の名称	宇都宮第1自治会
代表者氏名	宇都宮 太郎
代表者住所	宇都宮市旭1-1-5
会則等の有無	⑦ ・ 無
世帯数	50世帯

会則が有る場合は、資料の添付をお願いします。

2 防犯活動状況

活動内容	児童の下校時の見守り	青色回転灯装備車による 防犯パトロール
活動区域	宇都宮第1小学校 通学路周辺	宇都宮第1自治会内
活動頻度	平日週3日程度	平日週2日程度
活動人数	5名	2名

地域で現在取り組んでいる防犯活動について、簡単に御記入ください。活動が3つ以上ある場合は、表を適宜修正ください。

参考様式第1号

総会議事録

- 1 開催日時 **令和〇〇年〇月〇〇日 午前9 時～午前10 時**
- 2 開催場所 **宇都宮第1自治会集会所**
- 3 出席者数 **10** 人（※会則等で定める定足数を満たす人数である）
- 4 議決事項
 宇都宮市防犯カメラ補助金による防犯カメラの設置につき、可決承認。
 (1) 防犯カメラを設置する箇所
 - ・ **宇都宮市旭1-1-5（東京電力柱：電柱番号123）**
 - ・ **宇都宮市旭1-1-10（自立柱）**
 (2) 設置する防犯カメラの台数 **2** 台（新設 **1** 台 ・ 更新 **1** 台）

この議事録は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年 〇月〇〇日

自治会の名称	宇都宮第1自治会
代表者住所	宇都宮市旭1-1-5
代表者氏名	宇都宮 太郎

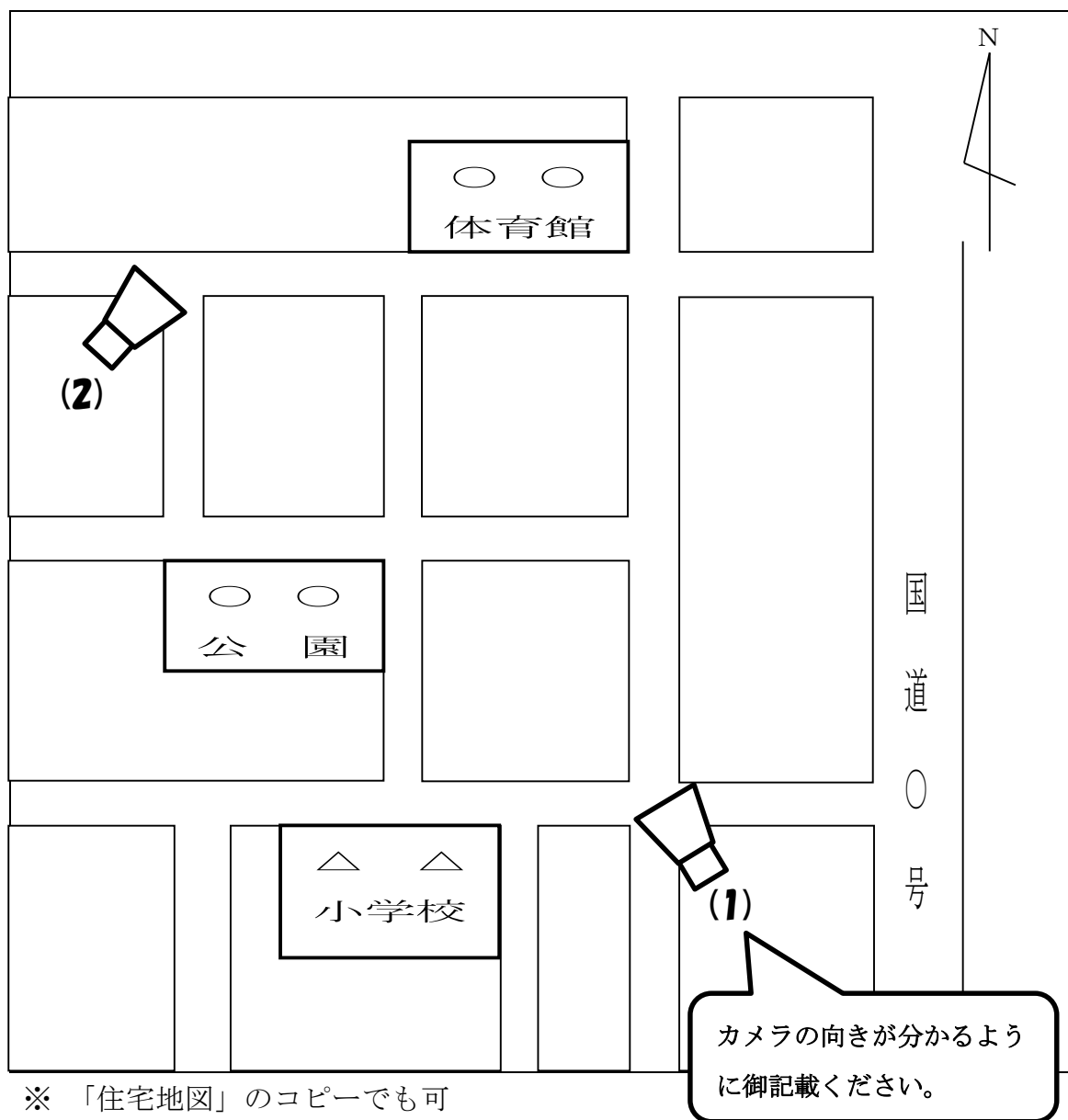
参考様式第2号

防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等

1 防犯カメラを設置する箇所

- (1) 宇都宮市旭 1-1-5 (東京電力柱：電柱番号 123)
- (2) 宇都宮市旭 1-1-10 (自立柱)
- (3)

2 図面等



※ 「住宅地図」のコピーでも可

《交付申請関係（設置費補助）》

別記様式第4号（第8条関係）

令和〇〇年 〇月〇〇日

（あて先） 宇 都 宮 市 長

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**
 代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**
 代表者氏名 **宇都宮 太郎**

宇都宮市防犯カメラ補助金交付申請書

宇都宮市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	令和〇〇年度	補助金等の名称	宇都宮市防犯カメラ補助金
補助事業等の名称	防犯カメラ設置事業		
交 付 申 請 額	金 400,000 円		
添	防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面 『新設』 一般地区 見積額合計（税込）×（設置予定台数）× <u>2/3</u>（上限220,000円） 重点地区 見積額合計（税込）×（設置予定台数）× <u>3/4</u>（上限247,500円） 『更新』 <u>計算式は上記と同じ</u> 一般地区（上限170,000円） 重点地区（上限190,000円） 要が分かる図面，カタログ それに代わる書類 と共架する場合，その内 取扱者届出 頁		

参考様式第3号

防犯カメラ管理運用規程（栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」より）

1 趣旨 この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。 2 設置目的 防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。 3 管理責任者等 (1)防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。 (2)管理責任者は、〇〇〇〇とする。 (3)管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。 (4)操作取扱者は、〇〇〇〇とする。 ※または「管理責任者が指定した者とする」	(2)立入り制限 保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。 (3)保存期間 保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。 (4)画像の消去・廃棄 保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。
4 設置の場所等 (1)配置の場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。 ※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示 ※配置図省略 (2)設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。 ※表示例参照 ※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く	6 画像の利用及び提供の制限 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。 (1)法令に基づく場合 (2)人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合 (3)捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。 7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、〇ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。 8 苦情等の処理 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。
5 画像の管理 (1)保管場所 録画装置の保管場所は、〇〇室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。原則として、画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。	(表示例) 防犯カメラ作動中 設置者 〇〇〇〇

令和〇〇年 〇月〇〇日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**
代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**
代表者氏名 **宇都宮 太郎**

管理運用責任者及び操作取扱者届出書

宇都宮市防犯カメラ補助金交付要綱第8条の規定に基づき、管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出します。

記

(管理運用責任者)

住所 **宇都宮市旭1-1-5**
氏名 **宇都宮 太郎**
電話番号 **632-00××**

(操作取扱者)

住所 **宇都宮市旭1-×-×**
氏名 **生活 次郎**
電話番号 **632-11××**

1 収入額

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
自己資金	200. 000	200. 000	自治会費 200,000 円
市補助金	400. 000	400. 000	
合 計	600. 000	600. 000	

2 支出額

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
防犯カメラ 2 台 (機器購入費)	500. 000	500. 000	
設置工事費	80. 000	80. 000	
看板設置費	20. 000	20. 000	
合 計	600. 000	600. 000	

※予算書の場合、決算額の欄は「0」になります。

《実績報告関係（設置費補助）》

別記様式第7号（第10条関係）

令和〇〇年 〇月〇〇日

（あて先） 宇 都 宮 市 長

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**
 代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**
 代表者氏名 **宇都宮 太郎**

宇都宮市防犯カメラ補助金実績報告書

令和〇〇年〇月〇〇日付け宇都宮市指令**生安**第〇〇号により交付決定を受けた補助事業等の実績について、下記のとおり報告します。

設 置 箇 所	(1) 宇都宮市旭1-1-5（東京電力柱：電柱番号123） (2) 宇都宮市旭1-1-10（自立柱） (3)
設 置 日	令和〇〇年 〇月〇〇日
設 置 台 数	2 台（新設 1 台 ・ 更新 1 台）
添 付 書 類	(1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像 (2) 設置後の現況写真 (3) 領収書その他収支の事実を証する書類又はその写し (4) 補助事業等収支決算書 (5) その他市長が指示する書類

《交付請求関係（設置費補助）》

別記様式第9号（第12条関係）

令和〇〇年 7月〇〇日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**
代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**
代表者氏名 **宇都宮 太郎**

宇都宮市防犯カメラ補助金交付請求書

宇都宮市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	指令番号	指令 生安 第 1 号	
補助年度	令和〇〇年度	補助金等の名称	宇都宮市防犯カメラ補助金	
補助事業等の名称	防犯カメラ設置事業			
交付確定(決定)額	金 400,000 円			
既 交 付 額	年 月 日 交付		円	
	年 月 日 交付		円	
	年 月 日 交付		円	
	計		円	
今回交付請求額	400,000 円			
未 交 付 額	0 円			
添 付 書 類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) 振込口座通帳の写し (3) その他市長が必要と認める書類			
補助金の交付にあたっては、下記口座へ振り込まれるよう依頼いたします。				
振込口座	金融機関名	△△銀行	支店名	△△支店
	種 別	普通・当座	口座番号	123456
	フリガナ	ウツノミヤ ダイイチジチカイ		
	口座名義	宇都宮 第1自治会		

防犯カメラ設置等補助金の代理受領に係る委任状

令和 年 月 日

(あて先) 代理受領事業者

【委任者】(補助事業者)

団 体 名 宇都宮第1自治会

代表者氏名 宇都宮 太郎 (印)

代表者住所 宇都宮市旭1-1-5

(電話番号 028-632-11××)

私は、下記の事業について、宇都宮市防犯カメラ補助金交付要綱第13条に基づく防犯カメラ設置費補助金の代理受領を下記の者に委任します。

記

1 補助事業名称 防犯カメラ設置費補助金

2 設 置 台 数 2 台 (新設 1 台 ・ 更新 1 台)

3 交 付 申 請 額 600,000 円

(うち代理受領額 400,000 円)

防犯カメラ設置等補助金の代理受領に係る同意書

令和〇〇年 月 日

(あて先) 補助事業者

【受任者】(代理受領事業者)

会 社 名 株式会社生活安心課

代表者氏名 安心 一郎 (印)

所 在 地 宇都宮市旭1-1-5

(電話番号 028-632-0000)

私は、宇都宮市防犯カメラ補助金交付要綱第13条に基づく防犯カメラ設置等補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。

≪交付申請・請求関係（管理費補助）≫

別記様式第5号（第8条関係）

令和〇〇年 月 日

（あて先） 宇 都 宮 市 長

代表者住所 **宇都宮市旭1-1-5**

自治会の名称 **宇都宮第1自治会**

代表者氏名 **宇都宮 太郎**

宇都宮市防犯カメラ補助金交付申請書兼交付請求書

宇都宮市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり**令和〇〇年度**宇都宮市防犯カメラ管理補助金を申請します。

また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

交付申請額及び交付請求額

金 円

振込口座	金融機関名	△△銀行	支店名	△△支店
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号	123456
	フリガナ	ウツノミヤ ダイイチチカイ		
	口座名義	宇都宮 第1自治会		

添 付 書 類	(1) 電気料金領収書等の写し又はそれに代わる書類 (2) 補助金の受領に関する委任状（振込口座名義が団体名と異なる場合のみ。） (3) その他市長が指示する書類
---------	---